

第1 審査会の結論

徳島県知事の決定は、妥当である。

第2 諮問事案の概要

1 公文書公開請求

令和2年11月4日、審査請求人は、徳島県情報公開条例（平成13年徳島県条例第1号。以下「条例」という。）第6条第1項の規定に基づき、徳島県知事（以下「実施機関」という。）に対し、「県が〇〇海岸保全地区（左岸）に係る防波堤及び埋め立、〇〇〇〇に売り渡した経緯経過（契約書含む）境界確定、法務局の登記、国の許可書及び保安林の伐採許可書から（変更届）含む関係書類全部」の公文書公開請求（以下「本件請求」という。）を行った。

2 実施機関の決定

令和2年11月18日、実施機関は、本件請求に係る公文書について、「当該公開請求に係る文書を所有しておらず、文書が不存在であるため」を理由とする公文書公開請求拒否決定処分（以下「本件処分」という。）を行い、審査請求人に通知した。

3 審査請求

令和2年12月1日、審査請求人は、本件処分を不服として、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定に基づき、実施機関に対して審査請求を行った。

4 諮問

令和5年1月24日、実施機関は、徳島県情報公開審査会（現徳島県情報公開・個人情報保護審査会）に対して、本件審査請求につき諮問（以下「本件事案」という。）を行った。

第3 審査請求人の主張要旨

1 審査請求の趣旨

県の枉法行為を確認した為

2 審査請求の理由

県は、あるべき書類（〇〇海岸に関する書類）は以前公開している。海岸保全区域の開発等の書類があるので出せ。

第4 実施機関の説明要旨

実施機関から提出された弁明書によると、本件処分の理由は、おおむね次のとおり

である。

本件請求の内容は、審査請求人が処分庁に対し、〇〇海岸保全区域に関する全ての書類（以下「本件公文書」という。）の公開を求めていると解される。

処分庁は、〇〇海岸保全区域は所管しておらず、また、〇〇〇〇に土地を売却していないことから、本件請求に係る公文書について、所有しておらず、文書が不存在であるとして、条例第 12 条第 3 項の規定に基づき本件処分を行ったものである。

第 5 審査会の処理経過

本件事案に係る当審査会の処理経過は、次のとおりである。

年月日	内 容
令和 5 年 1 月 24 日	諮問
令和 7 年 7 月 29 日 第 3 部会（第 22 回）	審議
同 年 8 月 27 日 第 3 部会（第 23 回）	審議

第 6 審査会の判断

当審査会は、本件事案について審査した結果、次のとおり判断する。

1 本件事案の審査対象について

実施機関は、本件請求に係る公文書を保有しておらず、文書が不存在であると主張している。

これに対して審査請求人は、「県は、あるべき書類（〇〇海岸に関する書類）は以前公開している。海岸保全域区の開発等の書類があるので出せ。」と主張しているため、以下、請求の対象公文書の特定及び保有の有無について検討する。

2 本件対象公文書の特定及び保有の有無について

（1）公文書の特定について

実施機関の弁明によると、審査請求人が提出した公文書公開請求書に基づき、本件公文書を特定したとのことである。

これに対し、審査請求人が審査請求書において公開を主張する文書は、本件請求において公開を求めた文書とは異なる文書であり、実施機関は公文書公開請求書の記載に基づき公文書を特定すべきであるから、実施機関の公文書の特定について、不合理な点はない。

（2）公文書の保有の有無について

当審査会において、徳島県行政組織規則（昭和 42 年徳島県規則第 15 号）を確認したところ、にぎわいづくり課が所掌している事務に、海岸保全地区に関する事

務は規定されていなかった。

また、審査請求人が主張する「〇〇〇〇に売り渡した経緯経過（契約書含む）境界確定、法務局の登記、国の許可書及び保安林の伐採許可書から（変更届）含む関係書類」について、当審査会において確認したところ、〇〇〇〇に土地を売却した事実を確認することができなかった。

以上により、本件請求に係る公文書について、保有しておらず、文書が不存在であるとする実施機関の説明に不合理な点はない。

3 結論

当審査会は、本件事案を厳正かつ客観的に検討した結果、冒頭の「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

徳島県情報公開・個人情報保護審査会第3部会委員名簿

(50音順)

氏 名	職 業 等	備 考
岩田 晴美	四国大学生生活科学部教授	
遠藤 理恵子	弁護士	部会長
田中 里佳	公認会計士、税理士	
橋本 正成	弁護士	